



CLIENT



February

2025.02

No.389



弊法人からの連絡事項

確定申告にはレセコンから支払調書の
ダウンロードが必要です



Dental



Medical

P1

税務トピックス

2025 年度税制改正の大綱が公表されました



Dental



Medical

P2

税務トピックス

ふるさと納税の申告手続について



Dental



Medical

P3

労務トピックス

賃上げ促進税制の適用について



Dental



Medical

P4

Q&A ～皆様からのご質問にお答えいたします～

住民税（特別徴収）の納付方法について



Dental



Medical

P5

Q&A ～皆様からのご質問にお答えいたします～

生命保険の解約返戻金



Dental



Medical

P6

税務トピックス

東京都 医療機関等物価高騰緊急対策支援金について



Dental



Medical

P7

確定申告にはレセコンから支払調書のダウンロードが必要です 弊法人からの連絡事項

厚生労働省の指針により令和6年10月送付分以降、各種帳票等の紙媒体での送付が廃止されており、オンライン請求システムを利用しているクリニックは社会保険診療報酬支払基金の当座口座振り込み通知や支払調書、国民健康保険団体連合会の診療（調剤）報酬等決定通知書はレセコンからダウンロードいただくようお願いしております。（詳細はCLIENT令和6年12月号ご参照ください）

確定申告時に必ず必要となる帳票ですので必ずダウンロードの上、**メールかFAX**にて弊法人にお送りください。

■ 12月のオンライン帳票の配信予定日

対象帳票		配信日
社会保険診療報酬支払基金	当座口座振込通知書	2月21日（金）の翌日
	支払調書	
国民健康保険団体連合会	診療報酬等決定通知書	2月17日（月）の翌日

※国民健康保険団体連合会は都道府県により配信日が前後する可能性があります。

■ ダウンロード方法

社会保険診療報酬支払基金の当座口座振込通知書、支払調書の印刷方法

接続先：社会保険診療報酬支払基金
利用者名：○○○○○○○○○○

振込額明細データダウンロード

過去3か月の振込額明細データのダウンロードができます。
振込額明細データのExcel版を作成する場合は作成ボタンをクリックして下さい。

項番	処理年月	ダウンロード日	ダウンロード	
			CSVファイル	Excelファイル
1	平成30年4月	X000/5/20 12:00	ダウンロード	ダウンロード
2	平成30年3月	X000/4/20 12:00	ダウンロード	ダウンロード
3	平成30年2月	X000/3/20 12:00	ダウンロード	ダウンロード

※ダウンロード日欄には、ダウンロードボタンをクリックした最新の日時が表示されます。

現在のお知らせはありません。

操作ボタン説明
トップページを表示します。

接続先：社会保険診療報酬支払基金
利用者名：○○○○○○○○○○

オンライン請求

- トップページ
- お知らせ
- レセプト送信・状況
- コーディングデータ
- レセプト訂正・状況
- 再審査・取下げ
- 各種帳票等**
- 返戻レセプト
- パスワード変更
- マニュアル
- お問合せ先
- ログアウト

処理状況
振込額明細データがあります。各種帳票

お知らせ
システムに関するお知らせ
現在のお知らせはありません。
運用に関するお知らせ
現在のお知らせはありません。
その他のお知らせ
現在のお知らせはありません。

社会保険診療報酬支払基金からのお知らせ
現在のお知らせはありません。

操作ボタン説明
トップページ
お知らせ
レセプト送信・状況
レセプト訂正・状況

CSVファイルかExcelファイルをダウンロードできます。

※画像は医科の画面です。
※詳細はオンライン請求システムの『**マニュアル**』をご参照ください。

2024年12月20日に2025年度税制改正大綱が公表されました。

11月以降連日報道されていた「103万円の壁」の改正等、改正について一部ご案内致します。

※2024年12月20日発表の内容です。今後内容が変更される可能性があります。

■ 基礎控除・給与所得控除の見直し

～2025年分以後の所得税について適用～

①給与所得者に対して、所得税が課税されない給与収入の金額が、103万円から123万へ引き上げられます。いわゆる103万円の壁が123万円の壁となります。

②基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が58万円(改正前48万円)、給与所得控除の最低保障額が65万円(改正前55万円)に引き上げられます。

※基礎控除、給与所得控除の引き上げにより、配偶者控除、ひとり親控除等他の控除の合計所得要件が変更となります。

※個人住民税は扱いが異なります。個人住民税は、2026年以後の適用となります。

■ 特定親族特別控除(仮称)の創設

～2025年分以後の所得税について適用～

大学生年代の親族等の親等が扶養控除の適用を受けるには、親族等の給与収入額が103万円以下(所得48万円以下)である必要がありました。今回の改正により、親族等の給与収入が103万円を超えても控除を受けられる様になりました。

特定親族特別控除(仮称)の計算

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

財務省「令和7年度税制改正の大綱」より抜粋

■ 生命保険料控除の引き上げ(子育て支援に関する政策税制)

～2026年分以後の所得税について適用～

①国内居住者で23歳未満の扶養親族がいる場合、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が、現行の4万円から6万円に引き上げられます。

②旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合、一般生命保険料控除の適用限度額が、右記の通り現行の4万円から6万円に引き上げられます。

※合計適用限度額は現行の12万円から変更されません。

※個人住民税の改正については公表されておられません。

新生命保険料の控除額の計算

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2 +15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4 +30,000円
120,000円超	一律 60,000円

財務省「令和7年度税制改正の大綱」より抜粋

■ 税制改正セミナーのご案内

弊法人ではライブ配信にて、セミナーを開催しております。オンライン、ご来場での参加をご選択いただけます。右記QRコードよりセミナーの申し込みが出来ますので是非お申し込みをお待ちしております。

税制改正セミナー



【税制改正セミナー】令和7年度 税制改正の速報Part1

参加費：無料

日時：2025年2月20日(木)14:00～14:30(オンライン／来場)

ふるさと納税を行った分を所得税や住民税で控除を受けるためには、

確定申告

ワンストップ特例

ふるさと納税

のどちらかの手続きをする必要があります。

確定申告が必要となる場合

- ① 1月1日～12月31日の間に寄付をした自治体数が6自治体以上ある方
- ② 寄付をした自治体のうち、1か所でもワンストップ特例の申請書を提出できなかった方
- ③ 給与所得者でかつ高額医療費の支払いがあり、医療費控除などの申告が必要な方

ワンストップ特例を利用する条件

- ① もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ② 1年間の寄付先が5自治体以内であること
- ③ 申し込みのたびに自治体へ申請書を提出していること



	確定申告	ワンストップ特例
条件	もともと確定申告が必要な人	もともと確定申告が不要な方
寄付する自治体数	数に制限なし	6か所以上は確定申告
手続き	年1回	寄付のつど
期限	翌年の3月15日	翌年の1月10日

■ 納税額への影響

ワンストップ・確定申告、どちらの制度を利用しても、自身の『所得税と住民税』の納税額に対して控除を受けられる金額は変わりません。

控除を受ける税目が下記のとおり異なりますが、税額に与える影響の総額は同じです。

制 度	影響を受ける税金
確定申告	所得税と住民税
ワンストップ特例	住民税

■ 確定申告とワンストップ特例の併用について

確定申告とワンストップ特例の併用はできません。

最終的に確定申告を選択した場合、年の途中でワンストップ特例の申請を行っていても無効となります。

確定申告を選択する際には、1年間に行ったふるさと納税の全てを申告するようにご注意ください。



Question

当院は2023年5月開業の個人クリニックとなります。2024年は開業して2年目となりますが、従業員への給与等支給額が前年よりも増加した場合に税額控除が使用できると聞きました。2024年度の確定申告は税額控除の適用対象となりますでしょうか？

Answer

2023年に給与の支給があり、適用要件を満たした場合には税額控除の対象となります。
賃上げ促進税制とは従業員の給与等支給額（給与・賞与・退職金除く）が前年と比較して1.5%以上増加している場合に、税額控除の適用を受けることができます。

■ 前年に1年間事業を行った場合(事例1)

2023年（12か月）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計額
50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	600万

2024年（12か月）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計額
50万	50万	50万	50万	50万	50万	70万	70万	70万	70万	70万	70万	720万

$$\text{※計算式} \quad \frac{720\text{万}-600\text{万}}{600\text{万}} = \frac{\text{前年比}}{20\%\text{増}} \geq 1.5\%\text{以上増加} \quad \text{適用可}$$

■ 前年の途中で開業の場合(事例2)

今回のケースは2023年5月開業で事業年度が8か月となります。
前年と月数が異なるため、2024年の事業年度12か月にあわせる調整を行います。

2023年（8か月）

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計額
50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	400万

2024年（12か月）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計額
50万	50万	50万	50万	50万	50万	70万	70万	70万	70万	70万	70万	720万

$$400\text{万} \times \frac{12}{8} = 600\text{万}$$

600万を2023年の給与等支給額とし、増加要件の判定を行います。

$$\text{※計算式} \quad \frac{720\text{万}-600\text{万}}{600\text{万}} = \frac{\text{前年比}}{20\%\text{増}} \geq 1.5\%\text{以上増加} \quad \text{適用可}$$

ポイント

賃上げ促進税制は前年度の給与支給額と当年度の給与支給額を比較し判定を行いますが、キャリアアップ助成金等の交付を受けている場合には給与支給額より差し引きます。

2024年は医療機関のベースアップ評価料の影響で、従業員への給与支給額が増加している場合もございます。疑問点等がございましたらお気軽に弊社法人担当者までお問い合わせください。

Question

特別徴収した従業員の住民税を銀行窓口にて納付したところ、「今後、1件ごとに手数料がかかるようになるので、電子納付をお勧めします。」と言われました。手数料の負担が少なく済む納付方法があれば教えてください。

Answer

特別徴収した従業員の住民税の納付方法としては、次の3つが主な納付方法となります。ただし、全ての市区町村で3つの方法に対応しているわけではありません。

特にクレジットカード納付、スマートフォン決済などについては未対応の市区町村も多くあります。先生が行いたい決済方法がありましたら、まずはお手元の納付書に記載の市区町村の窓口に対応しているかご確認くださいようお願いしております。

① スマートフォン決済アプリやインターネットバンキングでの納付

対応している自治体は多くありませんが、ペイジー（Pay-easy）納付書発行を申請すると、スマートフォン決済アプリやインターネットバンキングでの納付が可能となります。

＜注意点＞

対応しているスマートフォン決済アプリについても自治体によって異なります。また、スマートフォン決済アプリは、納付金額が30万円を超える納付書には対応しておらず、領収書が発行されません。支払完了画面などを保存ください。

納付した履歴を確認したい場合は、アプリ内の「決済履歴」から確認いただけます。重複して納付しないようご注意ください。



② ダイレクト納付

eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することでダイレクト納付が可能となります。**eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用とダイレクト納付を希望する場合、まずは弊社担当者へご連絡ください。**

eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用者IDの取得、利用届出（新規）の手続きは行わないでください。

利用者ID・パスワードを忘れた際も、弊法人担当者までお問い合わせください。

ダイレクト納付の詳しい手順についてはCLIENT2022年1月号に記載させていただきました。

＜注意点＞

パスワードを変更するときは、必ず弊法人担当者へご共有ください。

③ その他 クレジットカード納付

②と同様の方法で納付情報の発行が完了したら、クレジットカード納付が可能となります。

＜注意点＞

システム利用料が掛かります。納付額によっては銀行窓口の取次手数料の方が安く済む場合があります。

CLIENT2022年1月号



eLTAXの操作の流れ



システム利用料の
試算はこちら



Question

自分が個人で加入していた生命保険を解約しました。
解約返戻金を受け取ったのですが、確定申告は必要ですか。



Answer

払込保険料の総額よりも、受け取った解約返戻金の額が多く、その差が50万円超の場合、確定申告をする必要があります。

解約返戻金は所得のうち「一時所得」に該当します。

一時所得は50万円の特別控除があるため、解約返戻金から払込保険料の総額を引いた額が50万円を超えなければ所得税はかかりません、確定申告を行う必要はありません。

■ 解約返戻金、払込保険料の総額の確認方法

生命保険を解約した場合、①解約通知書 ②生命保険の支払調書
基本的に以上2点が届きます。



解約返戻金の金額は解約通知から確認できますが、払込保険料の総額は支払調書等を確認する必要があります。

ただし、払込保険料の総額が記載された書類は申し出があった場合にだけ発行する保険会社が多くあります。確定申告が必要かの判断は、「解約返戻金と払込保険料」両方の金額を比較する必要があります。

生命保険を解約したら、**払込保険料の総額がわかる書類も生命保険会社に発行してもらう**ようにしてください。

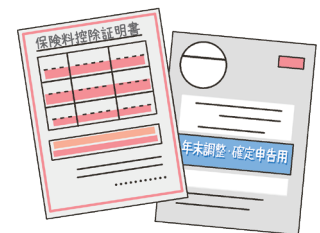
100万円を超える解約返戻金の場合は、生命保険会社から税務署へ支払調書が提出されます。

過去には『税務署へ提出された支払調書』と『確定申告の内容』が異なるために、税務調査になったクリニックがありました。

正しい確定申告を行うためにも、生命保険等を解約した場合には

①解約返戻金 ②払込保険料の総額

どちらもわかる書類を弊社へお送りください。



■ 解約返戻金、払込保険料の総額の確認方法

解約した年に支払った生命保険料も、保険料控除の対象となります。

年末調整・確定申告の際に、生命保険料控除証明書の準備をお願い致します。

■ 満期保険金を受け取る場合

養老保険、学資保険等の貯蓄型保険金については、保険が満期を迎えた際に満期保険金を受け取ることができます。

満期保険金を受け取る場合は、保険金の受取人が、**契約者本人(保険金を支払った人)**の場合、一時所得又は雑所得として**所得税**がかかります。

受取人が契約者以外の方の場合、受取人が贈与税の申告・支払いの対象となります。

保険金の満期が近くなってきましたら、受取人を確認してください。

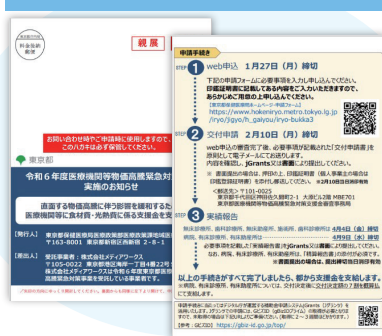
東京都の医療機関対象とした物価高騰緊急対策支援金ですが、対象となりうる医療機関等には令和7年1月以降、「支援金のご案内ハガキ」が順次お手元に届いていると思います。

ハガキに記載の申請フォームに入力後、メールに届く『交付申請書』の提出期限が令和7年2月10日(月)となっております。まだの場合は急ぎ、ご提出ください。

申請フォームの入力だけでは支援金支給はされませんので、必ず交付申請書等の提出まで行ってください。

交付申請書の提出について

すでに申請フォーム
入力は完了(期限:1/27)



交付申請等
2/10(月)までに提出

【郵送】 or 【電子申請】
交付申請書
印鑑登録証明書
jGrantsからの
交付申請書送信



交付申請書に関する問い合わせ先

東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金事務局
電話番号 03-4487-4019

実績報告について

今回の支援金については、下記の期限で実績報告の提出が必要です。

実績報告の提出方法については交付決定後に案内が届きます。案内に沿って速やかに提出をお願いいたします。

対象機関	提出期限
無床診療所、歯科診療所、無床助産所、施術所、歯科診療所	令和7年4月4日(金)
病院、有床診療所、有床助産所	令和7年4月9日(水)

支援金の基準単価

	【対象医療機関等】	【基準単価】
光熱費	・無床診療所 ・歯科診療所 ・無床助産所	150,000円
	・施術所 ・歯科技工所	75,000円

対象事業者

東京都内に開設している以下の保険診療を行っている医療機関が対象となります。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 無床診療所及び歯科診療所 | (4) 歯科技工所 |
| (2) 無床助産所 | (5) 保険薬局 |
| (3) 施術所 | |

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 389 号

■発行日：2025年2月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：https://creas-med.com

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



WEB版 CLIENT
閲覧パスワード
creas

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話(代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京/富山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人